

## 法務省インターンシップに関する覚書例

法務省と〇〇大学院（以下「大学院」という。）は、◇年▽▽▽▽（以下「学生」という。）がエクスターンシップとして、法務省及び関係施設等機関において実務実習を行うことについては、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

#### 第1 インターンシップ実施に係る基本的役割等

##### 1 インターンシップの受入れ

法務省は、学生を平成20年 月 日から平成20年 月 日（※それぞれのコースに応じて記入）までの期間にエクスターンシップとして受け入れ、実務実習（以下「実習」という。）をさせることとし、その期間中、学生に対し必要な指導・助言を行う。

##### 2 大学院の指導

大学院は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑な実習を進めるため必要な指導を行う。

##### 3 法務省と大学院の連携

法務省と大学院は、インターンシップ実施に当たり、互いに連携・協力する。

##### 4 法務省と大学院の体制

法務省及び大学院は、それぞれ総括責任者及び連絡担当者を次のとおり指名し、所要の体制を整えることとする。

法務省 総括責任者：法務省大臣官房人事課付検事 山口 久枝

連絡担当者：法務省大臣官房人事課法務専門官 高橋 史典

大学院 総括責任者：

連絡担当者：

#### 第2 実習時間、手当等の支給及び事故への対応等

##### 1 実習時間及び実習場所

(1) 実習時間は、午前10時00分から午後5時30分まで（第3コースについては、午前9時40分から午後5時10分まで）とする。このうち正午から午後1時までを休憩時間とする。なお、定時以外にも若干の実習を行うことがある。

(2) 実習場所は、原則として、法務省本省及び関係施設等機関とする。

##### 2 手当等

法務省は、学生に対し、一切の実習に関する給与、手当等（交通費、滞在費、食費、保険料等）を支給しない。

### 3 実習中の事故等

- (1) 実習中の事故等により学生が傷害を負った場合は、学生の加入する災害傷害保険（学生教育研究災害傷害保険等）により補償する。
- (2) 学生が法務省又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理する。  
なお、学生は、学生法科大学院生教育研究賠償責任保険（略称：法科賠・Lコース）に加入していなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)記載の保険の利用等に関する必要な手続は、大学院等が行うものとする。

## 第3 実習中における遵守事項等

### 1 実習中の行動

- (1) 実習期間中、学生は国家公務員としての身分は保有しないが、公務員について公務の信用を傷つけ、又は公務員全体の不名誉となるような行為が禁止されていること等にかんがみ、これらに類する行為を行ってはならない。
- (2) 学生は、実習期間中、午前10時00分まで（第3コースについては、午前9時40分まで）に実習場所に登庁し、実習に関して、法務省の指示に従うとともに実習期間中は実習に専念する。

### 2 実習の欠務

- (1) 正当な理由による場合以外は認めない。
- (2) 学生は上記(1)により欠務する場合は、事前に法務省に申し出てその指示に従うこととする。やむを得ず事前の申し出ができない場合は、事後、速やかに法務省に連絡することとする。

### 3 秘密の保持

- (1) 学生は、実習中に知ることのできた秘密（国家公務員法第100条に定めるもの）を部外者（大学院を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする（別添、誓約書を提出すること。）。
- (2) 学生が所属する大学院は、実習中及び実習終了後、学生が実習中に知ることのできた秘密を部外者に漏らさぬよう指導・監督する（別添、誓約書を提出すること。）。
- (3) 学生又は学生が所属する大学院が上記3(1)又は(2)に違反した場合には、法務省は文部科学省及び法科大学院協会に対し当該事実を通知するものとする。

### 4 実習の打ち切り

- (1) 法務省は学生がこの覚書に従わない場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を打ち切ることができる。
- (2) 法務省は、実習を打ち切った場合は速やかに大学院にその旨を通知する。

## 第4 協議

本覚書に定めがない事項、又は本覚書に疑義が生じた事項については、法務省と大学院が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、法務省、大学院記名捺印の上それぞれ1通を保管するものとする。

平成20年 月 日

法務省大臣官房人事課長  
□□法科大学院

林 真 琴  
○ ○ ○ ○